

条例の改正に伴う旧・新対照表

- 舞鶴市入札監視委員会条例 1
- 舞鶴市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例 2

舞鶴市入札監視委員会条例旧新対照表

旧	新
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p><u>(3) その他市が発注した建設工事における入札及び契約の手続について審議を行うこと。</u></p> <p>(意見の具申)</p> <p>第7条 委員会は、<u>市が発注した建設工事における入札及び契約の手続</u>に関し、改善すべき点等があると認めるときは、市長に意見の具申を行うことができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p><u>(3) 市が発注した建設工事における入札及び契約の手続に係る再苦情の申立て(入札及び契約の手続に関する苦情の申立てについての回答を不服として、再度苦情を申し立てることをいう。)について審議を行うこと。</u></p> <p><u>(4) その他市の入札及び契約の手続について審議を行うこと。</u></p> <p>(意見の具申)</p> <p>第7条 委員会は、<u>市の入札及び契約の手続</u>に関し、改善すべき点等があると認めるときは、市長に意見の具申を行うことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>

舞鶴市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例旧新対照表

旧						新									
別表第2(第3条、第3条の2、第4条、第5条、第6条関係)						別表第2(第3条、第3条の2、第4条、第5条、第6条関係)									
地 区 画 整 備 区 計 画 の 名 称	ア	イ	ウ	エ		オ	地 区 画 整 備 区 計 画 の 名 称	ア	イ	ウ	エ		オ		
	建築してはならない建築物	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離の最低限度	(ア)	(イ)		建築物の高さ	建築してはならない建築物	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離の最低限度	(ア)	(イ)	(ウ)
					距離	適用除外の建築物							最高限度	最低限度	階段室等の高さの特例
東舞鶴駅周辺地区	A 次の各号に掲げる建築物 (1) 法別表第2(～)項第5号又は(と)項第4号に掲げる建築物 (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条第1項第1号、第2号、第5号又は第6号に該当する営業の用に供する建築物		都市計画道路三条通線、東舞鶴駅北口交通広場又は東舞鶴駅南口交通広場に接する敷地	都市計画道路三条通線、東舞鶴駅北口交通広場又は東舞鶴駅南口交通広場に接する敷地	外壁等の壁面線を越えなないで建築する場合において、ポーチその他建築物の一部分	7m 12m	東舞鶴駅周辺地区	A 次の各号に掲げる建築物 (1) 法別表第2(～)項第5号又は(と)項第4号に掲げる建築物 (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条第1項第1号から第3号までに該当する営業の用に供する建築物 (3) 都市計画道路三		都市計画道路三条通線、東舞鶴駅北口交通広場又は東舞鶴駅南口交通広場に接する敷地	都市計画道路三条通線、東舞鶴駅北口交通広場又は東舞鶴駅南口交通広場に接する敷地	外壁等の壁面線を越えなないで建築する場合において、ポーチその他建築物の一部分	7m 12m		

旧					新				
	(3) 都市計画道路三条通線、東舞鶴駅北口交通広場又は東舞鶴駅南口交通広場に接する敷地については、建築物の1階部分を住居のみの用途に供するもの	は、250m ²	する建で、当該部分の水平投影の道路境界前面道路線（地路に面区計画する長さの計画さを敷図（以地の前下「計画道路」に接する部分と）の長さに表示で除する部分に限り、以下の距離1.5mかつ、高さが5m以下であるもの	でない。		条通線、東舞鶴駅北口交通広場又は東舞鶴駅南口交通広場に接する敷地については、建築物の1階部分を住居のみの用途に供するもの	は、250m ²	する建で、当該部分の水平投影の道路境界前面道路線（地路に面区計画する長さの計画さを敷図（以地の前下「計画道路」に接する部分と）の長さに表示で除する部分に限り、以下の距離1.5mかつ、高さが5m以下であるもの	でない。
B 地 区	次の各号に掲げる建築物 (1) 法別表第2(～)項第5号又は(と)項第4号に掲げる建築物 (2) 風営法第2条第1		都市計画道路東舞鶴駅南口中央線に接	7m12m 。ただし、附属建築	B 地 区	次の各号に掲げる建築物 (1) 法別表第2(～)項第5号又は(と)項第4号に掲げる建築物 (2) 風営法第2条第1		都市計画道路東舞鶴駅南口中央線に接	7m12m 。ただし、附属建築

旧							新						
	<p>項第1号、<u>第2号</u>、<u>第5号</u>又は<u>第6号</u>に該当する営業の用に供する建築物</p> <p>(3) 都市計画道路東舞鶴駅南口中央線に接する敷地については、建築物の一階部分を住居のみの用途に供するもの</p>		<p>する敷地でこれに面する建築物の1階部分の道路境界線（計画図2に表示する部分に限る。）までの距離1.5m</p>			<p>物で平家建てのものについてはこの限りでない。</p>		<p>項第1号から第3号までに該当する営業の用に供する建築物</p> <p>(3) 都市計画道路東舞鶴駅南口中央線に接する敷地については、建築物の一階部分を住居のみの用途に供するもの</p>		<p>する敷地でこれに面する建築物の1階部分の道路境界線（計画図2に表示する部分に限る。）までの距離1.5m</p>			<p>物で平家建てのものについてはこの限りでない。</p>
C 地 区	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 法別表第2(～)項第5号又は(と)項第4号に掲げる建築物</p> <p>(2) 風営法第2条第1項<u>第5号</u>又は<u>第6号</u>に該当する営業の用に供する建築物</p>						C 地 区	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 法別表第2(～)項第5号又は(と)項第4号に掲げる建築物</p> <p>(2) 風営法第2条第1項<u>第2号</u>又は<u>第3号</u>に該当する営業の用に供する建築物</p>					
D 地 区	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 法別表第2(～)項第5号又は(と)項第4</p>						D 地 区	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 法別表第2(～)項第5号又は(と)項第4</p>					

旧						新					
	号に掲げる建築物 (2) 風営法第2条第1項第5号又は第6号に該当する営業の用に供する建築物 (3) 法別表第2(ち)項に掲げる建築物						号に掲げる建築物 (2) 風営法第2条第1項第2号又は第3号に該当する営業の用に供する建築物 (3) 法別表第2(ち)項に掲げる建築物				
E 地 区	次の各号に掲げる建築物 (1) 法別表第2(に)項第5号又は第6号に掲げる建築物 (2) 風営法第2条第1項第5号、第6号、又は第8号に該当する営業の用に供する建築物 (3) 法別表第2(ほ)項第2号、(へ)項第2号若しくは第5号又は(と)項第3号若しくは第4号に掲げる建築物 (4) 青少年の健全な育成に関する条例施行規則(昭和56年京都府規則第4号)第4条第1項第1号から第3号までに定める営			15m	5m	E 地 区	次の各号に掲げる建築物 (1) 法別表第2(に)項第5号又は第6号に掲げる建築物 (2) 風営法第2条第1項第2号、第3号又は第5号に該当する営業の用に供する建築物 (3) 法別表第2(ほ)項第2号、(へ)項第2号若しくは第5号又は(と)項第3号若しくは第4号に掲げる建築物 (4) 青少年の健全な育成に関する条例施行規則(昭和56年京都府規則第4号)第4条第1項第1号から第3号までに定める営			15m	5m

旧							新							
	業の用に供する建築物							業の用に供する建築物						
F 地 区	次の各号に掲げる建築物 (1) 法別表第2(に)項第5号又は第6号に掲げる建築物 (2) 風営法第2条第1項第5号、第6号、又は第8号に該当する営業の用に供する建築物 (3) 青少年の健全な育成に関する条例施行規則第4条第1項第1号又は第2号に定める営業の用に供する建築物				15m	5m	F 地 区	次の各号に掲げる建築物 (1) 法別表第2(に)項第5号又は第6号に掲げる建築物 (2) 風営法第2条第1項第2号、第3号又は第5号に該当する営業の用に供する建築物 (3) 青少年の健全な育成に関する条例施行規則第4条第1項第1号又は第2号に定める営業の用に供する建築物				15m	5m	
西 舞 鶴 駅 前 地 区	次に掲げる建築物(風営法第2条第1項第1号、第2号、第5号又は第6号に該当する営業の用に供するものを除く。)以外の建築物は建築してはならない。ただし、公共公益上やむを得ないものについてはこの限りでない。 (1) 店舗又は飲食店	500m ²				7m12m	西 舞 鶴 駅 前 地 区	次に掲げる建築物(風営法第2条第1項第1号から第3号までに該当する営業の用に供するものを除く。)以外の建築物は建築してはならない。ただし、公共公益上やむを得ないものについてはこの限りでない。 (1) 店舗又は飲食店	500m ²				7m12m	

旧							新						
	(2) 事務所 (3) ホテル (4) 展示場 (5) 劇場、映画館その他これらに類するもの (6) アスレチッククラブ、フィットネスクラブその他これらに類するもの (7) 自動車車庫、駅舎 (8) 公共用歩廊 (9) 住宅。ただし、建築物の1階部分を専用住宅の用に供するものを除く。 (10) 前各号の建築物に附属するもの					ついてはこの限りでない。		(2) 事務所 (3) ホテル (4) 展示場 (5) 劇場、映画館その他これらに類するもの (6) アスレチッククラブ、フィットネスクラブその他これらに類するもの (7) 自動車車庫、駅舎 (8) 公共用歩廊 (9) 住宅。ただし、建築物の1階部分を専用住宅の用に供するものを除く。 (10) 前各号の建築物に附属するもの					ついてはこの限りでない。
大波下地区	次の各号に掲げる建築物 (1) 事務所、店舗その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000m ² を超えるもの (2) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する				15m		大波下地区	次の各号に掲げる建築物 (1) 事務所、店舗その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000m ² を超えるもの (2) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する				15m	

旧						新					
運動施設でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000m ² を超えるもの						運動施設でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000m ² を超えるもの					
(3) 自動車教習所						(3) 自動車教習所					
(4) 畜舎						(4) 畜舎					
(5) 法別表第2(ほ)項第2号若しくは第3号又は(ぬ)項第1号に掲げる建築物						(5) 法別表第2(ほ)項第2号若しくは第3号又は(ぬ)項第1号に掲げる建築物					
(6) 危険物(法別表第2(と)項第4号に規定する危険物をいう。)の貯蔵又は処理に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000m ² を超えるもの又は当該危険物の数量が政令第130条の9の表準住居地域の欄に定める数量を超えるもの						(6) 危険物(法別表第2(と)項第4号に規定する危険物をいう。)の貯蔵又は処理に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000m ² を超えるもの又は当該危険物の数量が政令第130条の9の表準住居地域の欄に定める数量を超えるもの					
(7) 風営法第2条第1項第5号、第6号若しくは第8号又は第5項に該当する営業の用に供する建築物						(7) 風営法第2条第1項第2号、第3号若しくは第5号又は第5項に該当する営業の用に供する建築物					

改正附則

旧	新
	この条例は、公布の日から施行する。